

市川市下水道条例を一部改正 下水道接続の際は市への届け出をお忘れなく

下水道の接続工事や使用開始にあたり必要な届け出のない「無届接続」が市内で見受けられました。市では、この無届接続などの再発を防止するため、事業者への規制の強化など、下水道事業の健全な運営確保に向け、平成28年12月に下水道条例を一部改正しました。



▲排水設備接続工事着手前・完了後は、必ず市に届け出をしましょう

詳しくは、市公式Webサイトをご覧ください。
☎712-6358 河川・下水道管理課

- 1. 今回の改正による変更点**
 - ①市民のみならず
 - 下水道を使用する場合の各種届け出の手続きを同条例に明記するとともに、下水道使用料の徴収までの流れを分かりやすくしました(平成28年12月28日から)。
 - 下水道の使用開始届が未提出であっても、市が下水道の使用実態を把握できれば下水道使用料を徴収できることを分かりやすくしました(平成28年12月28日から)。
 - 正しい手続きを行わなかった場合など、処分の対象となることがあります(平成29年4月1日(土)から)。
- ②事業者の方**
 - 排水接続申請の手続きが不適切であった場合等、対象事業者への指導や処分強化により、再発防止策を図りました(平成29年4月1日(土)から)。

2. 主な処分内容(いずれも平成29年4月1日(土)から)

無届接続を行った場合は、ハウスメーカーや市民などその工事の依頼主と、その工事を行った排水設備工事業者の両方に、原則として指導、または、5万円以下の過料や事実公表などの処分が科されることになります。

お知らせ

- 傍聴しよう(希望者は直接会場)
 - ◆国民健康保険運営協議会
1月25日(水)午後1時30分
◆第4委員会室
 - ◆行徳臨海部まちづくり懇談会
1月26日(木)午前10時30分
◆南行徳市民談話室
- ◆社会福祉審議会(地域整備課)
 - ◆障害者福祉審議会(障害者福祉)
 - ◆障害者地域生活支援センター
 - ◆総合計画審議会
 - ◆第3回(金)午後3時~5時
(傍聴者の入場は会議公開の手續き後) ◆第4委員会室
- ◆都市計画審議会(企画課)
 - ◆第2回(月)午前10時(受け付けは15分前)~正午 ◆第4委員会室 / 先着10人

- ◆中小企業融資制度審議会
2月7日(火)午後2時30分
◆第1の1委員会室
- ◆市政戦略会議(商工振興課)
 - ◆2月7日(火)午後4時 ◆第5委員会室(行政改革推進課)
 - ◆介護保険地域運営委員会
2月13日(月)午後2時~4時
◆第5委員会室

◆監査結果のお知らせ
次の各期間に各監査を実施しました。監査結果及び過去の指摘事項についての措置報告は、市公式Webサイト、市政情報センター(八幡分庁舎)などで閲覧できます。

◆定期監査及び行政監査 監査期間平成28年8月1日~11月17日、監査対象は財政部、市民部、議会事務局

◆工事監査 監査実施日平成28年8月19日、監査対象は市川市民会館建替工事 (監査委員事務局)

◆市川都市計画変更に関する公聴会を中止
塩浜2丁目(の一部)の区域における市川都市計画用途地域、防火地域及び準防火地域の変更に関する公聴会は、公述の申し出がないため中止します。

◆江川清掃工場建設計画案の説明会
旧江川川を挟み本市に隣接する江川清掃工場の建設計画(素案)について、説明会を行います。

◆江川サイクリングロードの一部で通行規制を実施
平成28年度に施設予約システムの使用登録をされている方で、平成29年度も公民館やスポーツ施設、文化集会、勤労福祉施設などに予約等の申し込みを希望する方は、使用する施設で手続きをしてください。更新期限や必要書類など詳しくは各施設にお問い合わせください。なお、八幡市民談話室は3月13日(月)で閉館、八幡市民会館は3月14日(火)から貸室利用開始です。

◆土地区画の相続登記手続きについて
相続登記をすみやかに行うことで、さまざまなトラブルを防止することが出来ます。市固定資産税課(税務課)南行徳市民センター(大柏出張所)市公式Webサイトで配布のリーフレットをご覧ください。左記相談窓口までご相談ください。

◆エコポイントカードと市指定ごみ袋を交換
エコポイントカード1枚と市指定ごみ袋1セットを交換します。

◆3月31日(金)までなくなり次第終了 ボランティア・NPO課とリサイクルプラザ市川は、土曜日にも交換可

◆循環型社会推進課(市川南飯設庁舎、ボランティア・NPO課、ボランティア・NPO活動センター)行徳、リサイクルプラザ市川(保新町13の1)
先着1,100セット(燃やすぐみ用30リットルを5枚とガラスチック製容器包装用30リットルを3枚/1人3セットまで)

◆3月26日(木)12時30分 ボランティア・NPO課

◆江川清掃工場建設計画案の説明会
旧江川川を挟み本市に隣接する江川清掃工場の建設計画(素案)について、説明会を行います。

◆2月8日(水)午後6時30分 行徳公民館

◆712-6305 環境政策課

相談名	会場・日程	相談時間	相談内容()は相談員
民事一般	市役所・行徳支所 毎週月~金曜日	8:50~12:00 13:00~17:00 (受付16:30まで)	市民生活や民事に関する一般的な相談(市民相談員)
出張市民相談	大柏出張所 3(金)、17(金)		
行政書士	市役所 13(月) 行徳支所 20(月)	13:00~17:00 (受付16:30まで)	相続手続、遺言書、贈与、成年後見、契約書、官公署提出書類作成、外国人の在留等に関する申請など(行政書士)
行政	市役所 22(水) 行徳支所 未実施	13:00~15:00 (受付14:30まで)	国、特殊法人などへの苦情や要望(行政相談委員)
登記	市役所 1(水) 行徳支所 15(水)	13:00~16:00 (受付15:30まで)	不動産登記、会社登記、境界問題など(司法書士・土地家屋調査士)
不動産取引	市役所 6(月)、20(月) 行徳支所 13(月)	13:00~16:00 (受付15:30まで)	土地・建物の売買や賃貸などのトラブル(宅地建物取引士)
弁護士法律(平日)	市役所 2(木)、3(金)、10(金)、16(木)、17(金)、24(金) 行徳支所 3(金)、10(金)、24(金)	13:00~16:00	相続・遺言、損害賠償、金銭貸借、離婚、借地借家、成年後見などの専門的な法律の知識を必要とする相談(弁護士)
弁護士法律(土曜)	市役所 4(土)		
司法書士法律(昼間)	市役所 15(水) 行徳支所 未実施	13:00~16:40	
司法書士法律(夜間)	市役所 1(水)、8(水)、15(水)、22(水) 行徳支所 8(水)	17:00~20:00	
税金	市役所 14(火) 行徳支所 21(火)	13:00~16:00	相続、贈与、売買など税の相談(税理士)
交通事故	市役所 9(木)、23(木) 行徳支所 未実施	10:00~15:00	示談や損害賠償の方法(県交通事故相談員)

◆千葉県特定最低賃金を改正
千葉県特定最低賃金(7業種)が平成28年12月25日に改正されました。詳しくは、千葉労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

◆雇用労政担当室
☎043-221-2328 同室

◆普通救命講習①② 普通救命講習Ⅲ AED(自動体外式除細動器)を使用した①心肺蘇生法②小児・乳児に対する心肺蘇生法、及び異物除去法。修了者には各講座修了証を発行します。

◆2月9日(木)17日(金) 消防局、2月26日(日) 大野公民館、2月12日(日) 消防局、いずれも午前9時~正午(2月26日は午前9時30分~午後0時30分)

◆市内在住・在勤・在学の中学生以上の方、先着各30人

◆1月23日(月)から ☎3303-2111 消防局救急課

◆甲種防火管理新規講習
2月22日(水)、23日(木)、いずれも午前10時~午後5時

◆先着130人(市内在住・在勤または市内建物所有者を優先。ただし、2月8日(水)時点で定員に達していない場合は、市外の方でも受け付けます)

◆¥4,300円

◆1月23日(月)から各消防署で受け付け(郵送・電話申し込み不可)

◆☎3303-2111 消防局予防課

相談名	会場・日程	相談時間	相談内容()は相談員
消費生活	消費生活センター 毎週月~金曜日(毎月第2・4土曜日は電話相談のみ) 消費生活センター ☎320-0666	10:00~16:00 (窓口及び電話相談)	消費者トラブルに関する苦情処理及び紛争解決のあっせん(消費生活相談員)
多重債務予約制	市役所 7(火)、21(火) 行徳支所 23(木)	13:00~16:00	多重債務に関する相談(弁護士)※予約制(消費生活センター ☎320-0666)
人権擁護	市役所 8(水) 男女共同参画課 ☎322-6700	13:00~16:00 (受付15:30まで)	家庭問題やいじめ、いやがらせなどの悩み(人権擁護委員、弁護士)
建築行政	市役所 毎週月・水・金曜日 建築指導課 ☎712-6335	9:00~17:00 (受付16:30まで)	建築にかかわる民事的な相談(中高層建築物を含む)(建築行政相談員)
労働予約優先	市役所 未実施 雇用労政担当室 ☎704-4131		労働上のトラブルに関する相談(社会保険労務士)
年金	市役所 28(火)	13:00~16:30 (受付16:00まで)	各種公的年金について(社会保険労務士)
住宅リフォーム予約優先	市役所 9(木)、23(木) 住環境整備課 ☎712-6325	13:00~16:00 (受付15:00まで)	増改築、修繕など(市川住宅リフォーム相談協議会相談員)
心配ごと	八幡市民談話室 6(月)、20(月) 社会福祉協議会 ☎320-4001	10:00~15:00 (13:00からは弁護士相談もあり)	日常生活での悩みや困ったことなど(民生委員児童委員)
後見制度予約制	社会福祉協議会 22(水) 社会福祉協議会 ☎320-4001	10:00~16:00	高齢者・障害者の成年後見制度の相談(社会福祉士)

2月の市民相談

※弁護士法律相談(平日)の予約は毎週金曜日午前8時45分から翌週分を直通電話で受け付けます。※祝日の相談は休みです。

